

広島県選挙管理委員会告示第六十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりである。

平成十九年九月十八日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本宗利

選挙区	三分の一の数
広島市中区	三四、三三六
広島市東区	三一、九三四
広島市南区	三七、〇三八
広島市西区	四八、八四六
広島市安佐南区	五七、二四三
広島市安佐北区	四一、五〇一
広島市安芸区	二〇、五四八
広島市佐伯区	三五、八九二
呉市	六九、四八七
竹原市豊田郡	一一、一三八
三原市世羅郡	三三、六六五
尾道市	四二、一〇八
福山市	一二四、五七二
府中市神石郡	一六、〇四〇
三次市	一六、二七七
庄原市	一一、〇三一
大竹市	八、二八一
東広島市	四六、七〇八
廿日市市	三一、七七〇
安芸高田市	九、二四六
江田島市	八、三八一
安芸郡	三一、六六八
山県郡	八、〇一八